

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 8 年 5 月 1 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る用船及び漁獲物販売委託業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 8 年 9 月 1 日
至) 令和 9 年 1 月 2 4 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料 1 ヶ月分には相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6 階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 6 月 5 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑

- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応募又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

- (5) その他
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。所
 要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもつて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いいたします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いづれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（海外まき網）

2. 調査目的・概要

本事業では、①海外まき網漁業の探索から漁獲までの工程毎の効率化による生産性向上、②船上集計漁獲情報の正確度向上、③生産・販売戦略に基づく収益安定に関する調査を実施し、持続的発展に資することを目的とする。このため、海外まき網漁船を用船し、令和8年9月から令和9年1月に太平洋中西部海域で調査を実施する。

3. 調査項目

(1) 探索から漁獲までの工程毎の効率化による生産性向上

① 広域漁場探索ならびに漁場内探索範囲の拡大・魚群発見数の増加に係る技術の構築（漁場選択・魚群探索の効率化）

海洋モデルの高精度化のために、随時海洋観測を実施し、探索で発見した魚群の数、深度、面積や厚さ等の情報を抽出し、漁場形成モデル用データセットを作成する。

② 素群れ魚群状態の機械的判断に基づく追尾・操業対象魚群の取舍選択の効率化（魚群選択の効率化）

自動魚群追尾および魚群量指標を算出する機能を有するスキャニングソナーを用いて、魚群行動をモニタリングする。また、漁労機器データを集約するシステムを用いて、スキャニングソナー、魚群探知機、潮流計等のデータを一元的に集約し、魚群情報の定量化を行う。

③ 魚群逸出防止策による素群れ操業の漁獲率向上（投網・漁獲の効率化）

一元化した漁労機器情報のスキャニングソナーおよび魚群探知機データを用いて、既存の魚群逸脱防止策の評価を行う。また、魚群が網の沈降に伴い深度を下げる現象を抑制する魚群逸脱防止装置を試作・試用する。さらに、魚群情報から魚群逸脱防止装置の評価に必要な魚群行動データを作成する。

(2) 船上集計漁獲情報の正確度向上

画像判別処理等を用いた銘柄別漁獲量推定モデルを作成するために必要とされる、製品別や上下甲板別など魚艙グループ毎に水揚げ生産量を取得し、漁獲量推定基準の算出を行う。漁獲物取り込み時の画像から、漁獲量、魚種構成、重量銘柄組成の推定に必要な正解データを作成する。また、漁獲量推定モデルを設計するために重要となる、漁獲物取り込み時の映像撮影位置を選定する。

(3) 生産・販売戦略の最適化に基づく収益安定化

生食用PS製品および節原料用ブライン製品と、冷凍カツオの生食用刺身商材の大半を占める遠洋カツオ釣り漁船の製品のB1について、成分分析および官能評価による比較を行う。これにより、生食用商材としての嗜好性を定量的に把握し、海外まき網漁業で生産される商材の新たなニーズの掘り起こし

を行う。また、特に生食用PS製品の作成・保管管理に関するモニタリングと情報収集を行う。

(4) 生物調査及び海洋観測

漁獲したカツオ、キハダ、メバチを対象とした生物調査及び海洋環境把握のための XBT、XCTD 観測を行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：大中型まき網漁業

(2) 航海能力：45 日以上

(3) 総トン数：349 トン以上

(4) 漁労設備等：

① 漁具：カツオ・マグロ用まき網 1 カ統を保有すること。

② 漁撈設備：まき網投揚網設備一式を有すること。

(5) 付帯設備

① 航海計器等：網船にGPS、プロッター、航海レーダー、海鳥レーダー、スキャニングソナー、魚群探知機、方向探知機、潮流計、デジタル水温計、風向風力計、インマルサット電話、ファクシミリ、SSB、VHFを有すること。付属船にスキャニングソナー、魚群探知機を有すること。なお、プロッターには、他国の排他的経済水域の境界が明示され、アップデートが必要になった場合は対応すること。

② 調査員室：調査員がデータ処理等のために優先的に使用可能な個室、机・照明を有すること。

③ 冷凍設備：ブライン式冷凍設備を有し、日産 100 トン以上のブライン凍結製品を生産する能力を有すること。

④ 保冷設備：-30℃以下で、ブライン凍結製品を 650 トン以上保冷できること。

④ その他有ることが望ましい設備等（必須条件とはしない）

イ) AIS（自動船舶識別装置）による位置情報が閲覧可能なこと。

ロ) 気象、海象および海洋環境情報等の配信システム（例：海洋コンサルタントなど）が閲覧可能なこと。

ハ) 期間中に放流予定の人工流木用資材を用意し、人工流木や流れ物に付随する魚探付き衛星ブイ装置を閲覧可能にすること。

(6) その他

①最大搭載人員中に、その他の乗船者として3名以上を含めるよう所要の手続きを行い、必要な居住区画を確保すること。

②本船は、以上の要件の他、法令で定められた設備は勿論、調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

③ 女性調査員が乗船する場合は、居住環境に配慮すること。

④ 船主は乗組員に対して、雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数 20 名以上とし、漁労長、船長、一等航海士、機関長、一等機関士、二等機関士、通信長が確保されていること。
- (2) 漁労長はまき網漁業の十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数がまき網漁業の経験を有すること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時及び操業中は恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間

- (1) 用船開始日：令和 8 年 9 月 1 日（石巻港又は焼津港）
- (2) 用船解除日：令和 9 年 1 月 24 日（枕崎港、山川港、石巻港又は焼津港）
（注）ただし、用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主側の協議により変更可能とする。
- (3) その他
 - ① 用船期間中、計 3 回の航海を予定する。
 - ② 水揚げ港は焼津港、山川港、枕崎港、又は石巻港のいずれかを予定する。
各航海において漁場を離脱する時期に開発調査センターが漁獲物販売委託者と協議を行い、水揚げ場所を確定する。

7. 調査海域：熱帯太平洋中西部海域

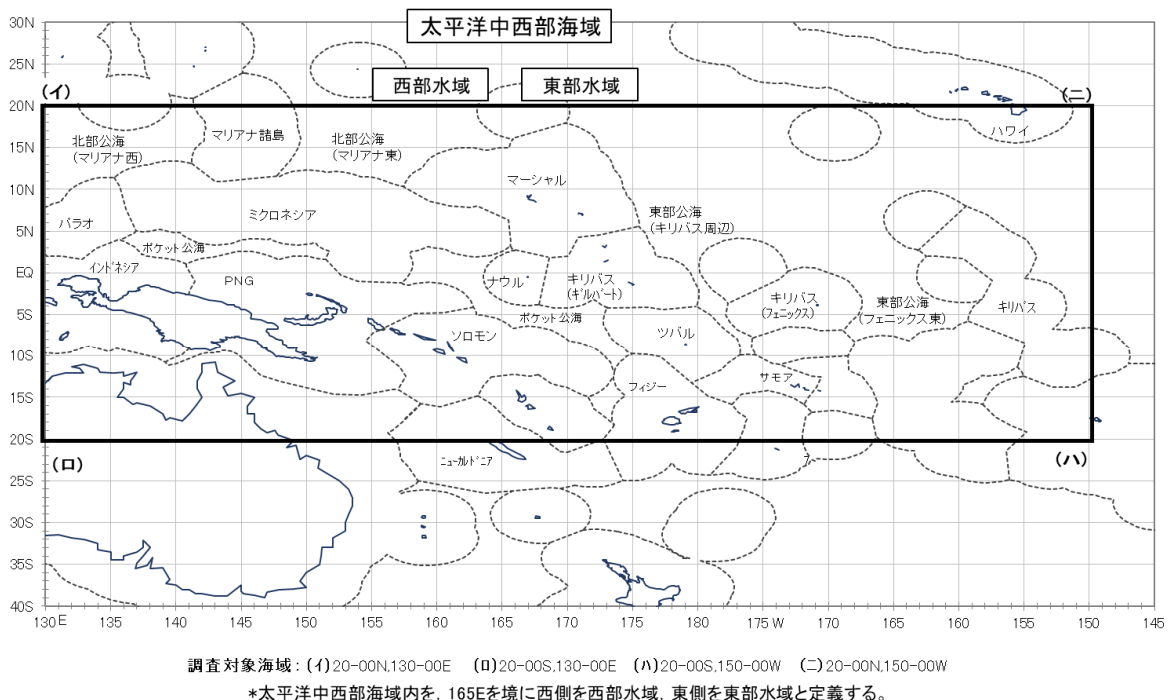


図 1 調査対象海域（太平洋中西部海域）

8. 附帯業務（燃油及び塩の調達）

本用船に必要な燃油及び塩の調達は、開発調査センターの指示に従い、以下

の要領により実施すること。

- (1) 調達にあたっては、入札や見積合わせ等により競争性の確保に努めること。
- (2) 調達した燃油及び塩の代金の支払いは、船主において行うこと。
- (3) 船主は、開発調査センターから当該代金の支払いを受けるため、当センターに対し調達に要した入札書、見積書等の証憑書類及び請求書を速やかに提出すること。
- (4) 外地又は洋上において補給したときは、決済の際に適用した換算レートを併せて報告すること。
- (5) その他調達にあたり必要な経費が生じるときは、船主はその経費の内容について開発調査センターと協議し承認を得ること。

(参考) 想定される調達数量

① 燃油：国内：約1,223 kL

(A重油JIS 1種1号の規格を満たし、かつ硫黄分0.5質量%以下)

外地又は洋上：約0 kL

(軽油ISO 8217 のDMA規格を満たし、かつ、硫黄分0.5質量%以下)

② 塩：国内：約300トン

(①NaCl純度95%以上の国内産 ②フレキシブルコンテナバッグ等に包装されていること。)

外地：約100トン

(①NaCl純度95%以上 ②フレキシブルコンテナバッグ等に包装されていること。)

9. 担当研究所 開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時または寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記(1)のチェックは、船主または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

(注)調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切開発調査センターでは保障しない。したがって、船主または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、関連法令を遵守し履行するものとする

る。

- (2) 他国の排他的経済水域における無許可操業の疑義が生ずる航行および操船は厳に慎み、同水域を無害航行する際は操業準備の体制を確実に解除すること。また、他国の排他的経済水域入域に関する資料提出及び費用精算を随時行い、用船中に発生した費用に関しては後日清算とする。
- (3) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (4) 受注にあたっては、本業務の用船期間において他の公的機関が実施する事業に参画していない者であるか、または、参画している場合でも本業務の履行に支障のないよう調整できる者であること。
- (5) 機構調査員は利害関係者に該当するため、乗組員等は金銭、物品、食事等の供与を行わないこと。また、乗組員等は調査作業に協力すること。調査員は漁労従事者と異なり、労働基準法の対象になることから労働時間に法律上厳しい制約の上調査に従事する。
- (6) 用船期間中は、漁船、陸上の場所を問わず、調査員へのハラスメントは厳禁とし調査課題を履行する労働環境を提供すること。

調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（海外まき網）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、入札による販売の実施、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。
なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 静岡県焼津港、鹿児島県山川港、枕崎港、宮城県石巻港
4. 業務期間 自) 令和8年9月1日 至) 令和9年1月24日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
予定水揚げ数量：約 1,760 トン
主な漁獲物：海外まき網船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、水揚地が日本国内においては1.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - (1) 水揚げした漁獲物を販売するための作業
 - 1) 水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ① 機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港及び市場を提案すること。
 - ② 市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打合せのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
 - ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続きについて行うこと。
 - ④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち会いに関する事項

原則すべての水揚げに立ち会うこと。立ち会うことが難しい場合は必ず事前に当機構と協議し、承認を得ること。

(4) 販売結果の報告及び販売代金の当機構への送金に関する事項

① 販売結果については、事前に当機構と報告方法調整し、証拠証憑（市場仕切書等）を添付して提出すること。

② ①は販売代金が市場又は販売先から入金後直ちに、書面により当機構へ報告しなければならない。

③ 販売代金は、当機構が②を確認後行う支払依頼日から、市場手数料及び販売委託手数料を差し引いた額を14日以内に当機構指定の口座に振り込むこと。

(5) 諸経費の立替及び請求

本業務の実施にあたり、国内外で生じる施設の使用料、通関等の手数料等については、契約者が立替後、機構に支払請求する方法により精算することとする。

8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合及び詳細については、担当職員の指示に従うこと。